

決議案第 2 号

(和光市議会)

元和光市職員の不祥事に関する調査に関する決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 11 月 24 日

和光市議会議長 齊藤 克己 様

提出者 元和光市職員の不祥事に関する
調査特別委員会委員長

元和光市職員の不祥事に関する調査に関する決議

元和光市職員の不祥事に関することについて、地方自治法第 100 条の規定に基づく調査を、以下のとおり実施する。

1 調査事項

- (1) 元和光市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預かり金管理の問題）
- (2) 公益通報、内部通報に関する事項
- (3) 元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項
- (4) 平成 21 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての疑義に関する事項
- (5) 定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業の疑義に関する事項
- (6) その他、上記に関する一切の事項

2 調査権限

1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の権限を元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会に委任する。ただし、地方自治法第 98 条の調査は引き続き行うものとする。

3 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、25 万円以内とする。

以上、決議します。

令和 3 年 1 2 月 日

埼玉県和光市議会